

平成 26 年 3 月 7 日
警察本部訓令第 13 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令

(概要)

本訓令は、埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び任務等について定めている。